

# 令和 8 年度 土木事業等における事故防止講習会

熊本労働局 菊池労働基準監督署

# 1

**令和 8 年 4 月 16 日 付け 菊池基署 発 0416 第 2 号**  
**「建設業における労働災害防止活動の徹底について（要請）」**

ひと、くらし、みらいのために



**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1－1. 令和7年に発生した死亡災害

菊池労働基準監督署管内において、令和7年は死亡災害は6件発生した。うち3件が建設業における災害であった。

## 死亡災害事例①

### ＜発生状況＞

横転したドラグショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横たわっているところを近所の住民が発見し、救急搬送されたもの。

被災者は、当該場所からドラグショベルを車両積載型トラッククレーンを用いて移動させるための移送作業に従事していた。発見時、当該トラッククレーンの荷台がジャッキアップされ、固定されていない道板が当該ドラグショベル付近に落ちていた。

被災者は、シートベルト未着用であり、また、ドラグショベルを運転するための技能講習、特別教育等未修了者であり、いわゆる無資格であった。

### ＜データ＞

発生月：2月

性別：男性

年齢：60代

経験：1年

事故の型：2 m未満からの墜落

起因物：建設機械等

### ＜事故原因について（推定含む）＞

- ドラグショベルを運転するための技能講習、特別教育等が未修了であり、いわゆる無資格であったこと
- ドラグショベルを用いての作業（本件の移送作業）を行うための作業計画がなく、当該作業の危険性把握があいまいなまま、単独作業をさせたこと

# 1－1．令和7年に発生した死亡災害

菊池労働基準監督署管内において、令和7年は死亡災害は6件発生した。うち3件が建設業における災害であった。

## 死亡災害事例②

### ＜発生状況＞

工場天井裏の空調設備設置工事において、休憩のために当該天井裏（パネル板）を歩いていたところ、本来通る予定としていない人通口を通ったため、廊下天井裏（ケイカル板）に出てしまい、その天井を踏み抜いて、3．6 m下の廊下に墜落した。

休憩に入るための移動中であったこともあり、ヘルメットは着用しておらず、墜落制止用器具も使用していなかった。

天井裏での作業は、その日が初めてであり、天井裏での移動ルートは、その日の作業開始時の安全朝礼において、現場代理人から図面を用いて説明されていた。

### ＜データ＞

発生月：7月  
性別：男性  
年齢：60代  
経歴：13年

事故の型：2 m以上からの墜落・転落  
起因物：仮設物・建築物・構築物等

### ＜事故原因について（推定含む）＞

- ケイカル板強度が作業員の体重等に耐えるものではなかったこと
- 作業の関係上立ち入る予定のない箇所に表示等しておらず、通るべき通路の見える化がなされてなかったこと
- 作業現場にいたにもかかわらず、ヘルメットを外していたこと

# 1－1. 令和7年に発生した死亡災害

菊池労働基準監督署管内において、令和7年は死亡災害は6件発生した。うち3件が建設業における災害であった。

## 死亡災害事例③

### ＜発生状況＞

重機運搬車がアウトリガーでジャッキアップさせていた状態で停車しており、車底部のPTOシャフトに被災者の右腕が巻き込まれ、宙に浮いていたところを同僚が発見した。

エンジンはオンの状態で、PTO切替ボタンが押下されていたが、発見時、エンジンは動いていなかった。

なお、被災者は重機他車両整備業務に従事している者で、通常、整備は単独作業であった。

### ＜データ＞

発生月：12月

事故の型：はさまれ・巻き込まれ

性別：男性

起因物：動力運搬機

年齢：70代

経歴：33年

### ＜事故原因について（推定含む）＞

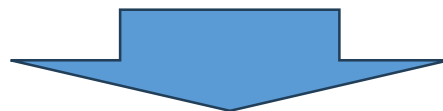
- 車両整備において、車体をシザーリフト等専用機材を用いることなく、アウトリガーにより車両をジャッキアップさせて車底部で作業をさせていたこと
- PTOが回転している状況で、それに巻き込まれるおそれがあったにもかかわらず、機体を停止させていなかったこと
- 当該車両整備が事業場内安全管理活動の範疇とされておらず、被災者任せとなっていたこと

## 1－2. 令和7年に発生した死亡災害（特徴）

死亡災害事例① ⇒ 重機移送作業中

死亡災害事例② ⇒ 休憩のための移動中

死亡災害事例③ ⇒ 車両整備部門による作業



建設工事作業そのものではないが、工事に付随して行われる作業・行動



事業場における安全管理活動の範囲から外れているというリスク

## 1－2. 令和7年に発生した死亡災害（要請事項）

### 【概要】

- 付随する業務の洗い出し
- 現状のパトロール範囲の見直しと洗い出した業務に対する活動
- リスクアセスメントの実施及び結果の周知徹底

## 1－2. 令和7年に発生した死亡災害（要請事項）

### ○ 付随する業務の洗い出し

付随する業務の洗い出しに当たっては、次の点に留意し、こういった作業があるかを整理すること。なお、整理にあたっては、現場で実施するK Y活動手法を用いて差し支えない。

#### <労働者等に着目した事項>

- ・ 労働者等の勤務開始時における作業（準備、朝礼、移動）
- ・ 労働者等の休憩における行動（移動、飲食）
- ・ 労働者等の勤務終了間際の作業（片付け、終礼、移動）

#### <資材、重機等に着目した事項>

- ・ 資材、重機の搬入搬出における作業（移送）
- ・ 移動式クレーン等の走行作業（移送、車両走行）

#### <場所に着目した事項>

- ・ 現場以外に労働者が作業する場所（事務所、休憩所、公道）

## 1－2. 令和7年に発生した死亡災害（要請事項）

○ 現状のパトロール範囲の見直しと洗い出した業務に対する活動  
店社における安全管理活動のほか事業場において実施している安全朝礼、安全パトロールといった取組が現場のみならず、事務所、土場、倉庫といった付随する作業を行う可能性がある場所も含めているか確認すること。

現場のみを安全管理活動の対象としており、付随する作業を含めていない場合は、上記において洗い出した作業に関するパトロール等実施し、現状の実態を把握すること。

○ リスクアセスメントの実施及び結果の周知徹底

上記において洗い出した作業及び把握した実態を踏まえて、リスクアセスメントを実施すること。リスクアセスメントを実施した上でのリスク低減策の材料として、次の参考資料があること。

# 2

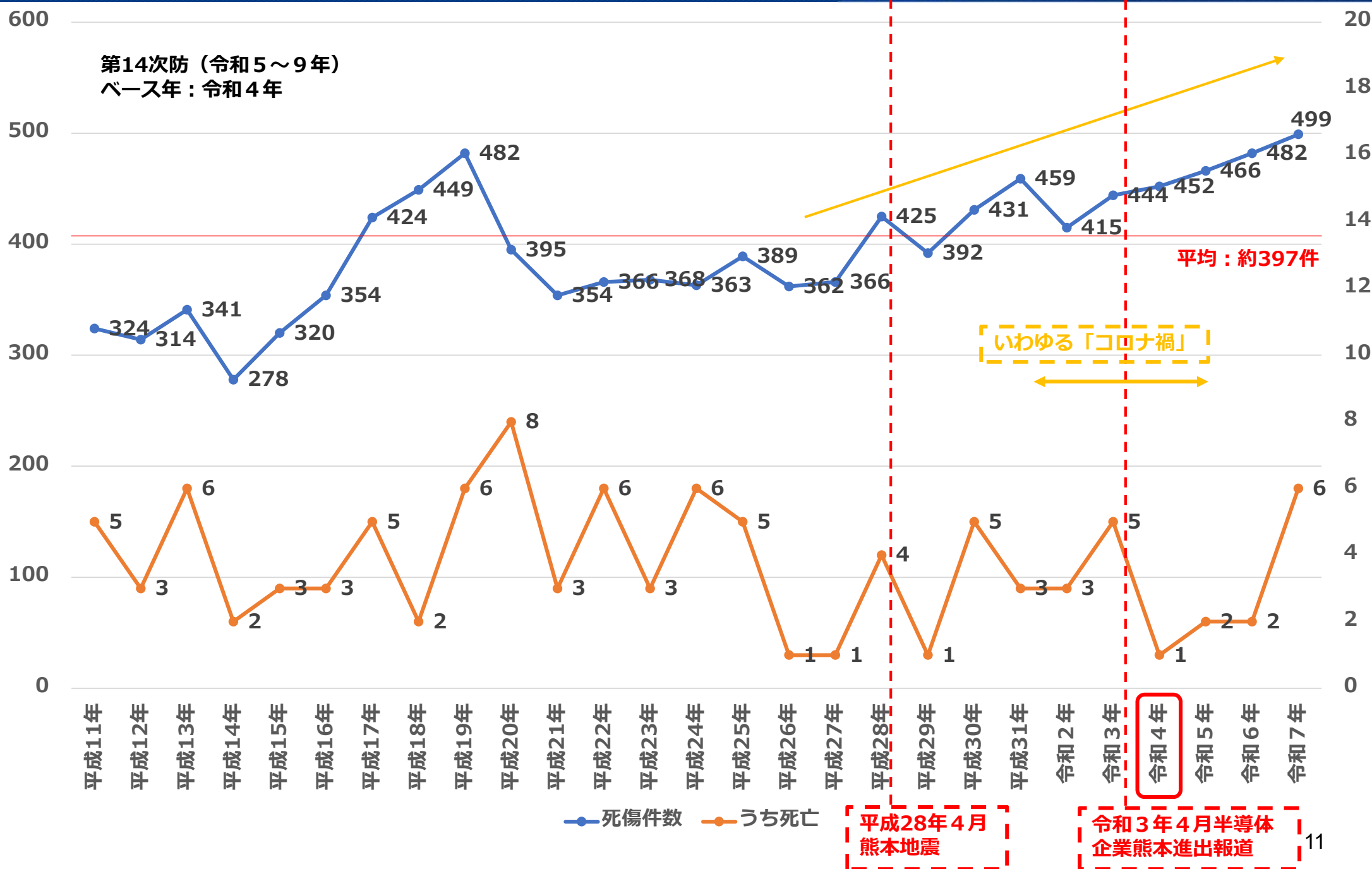
## 建設業における労働災害発生状況

ひと、くらし、みらいのために

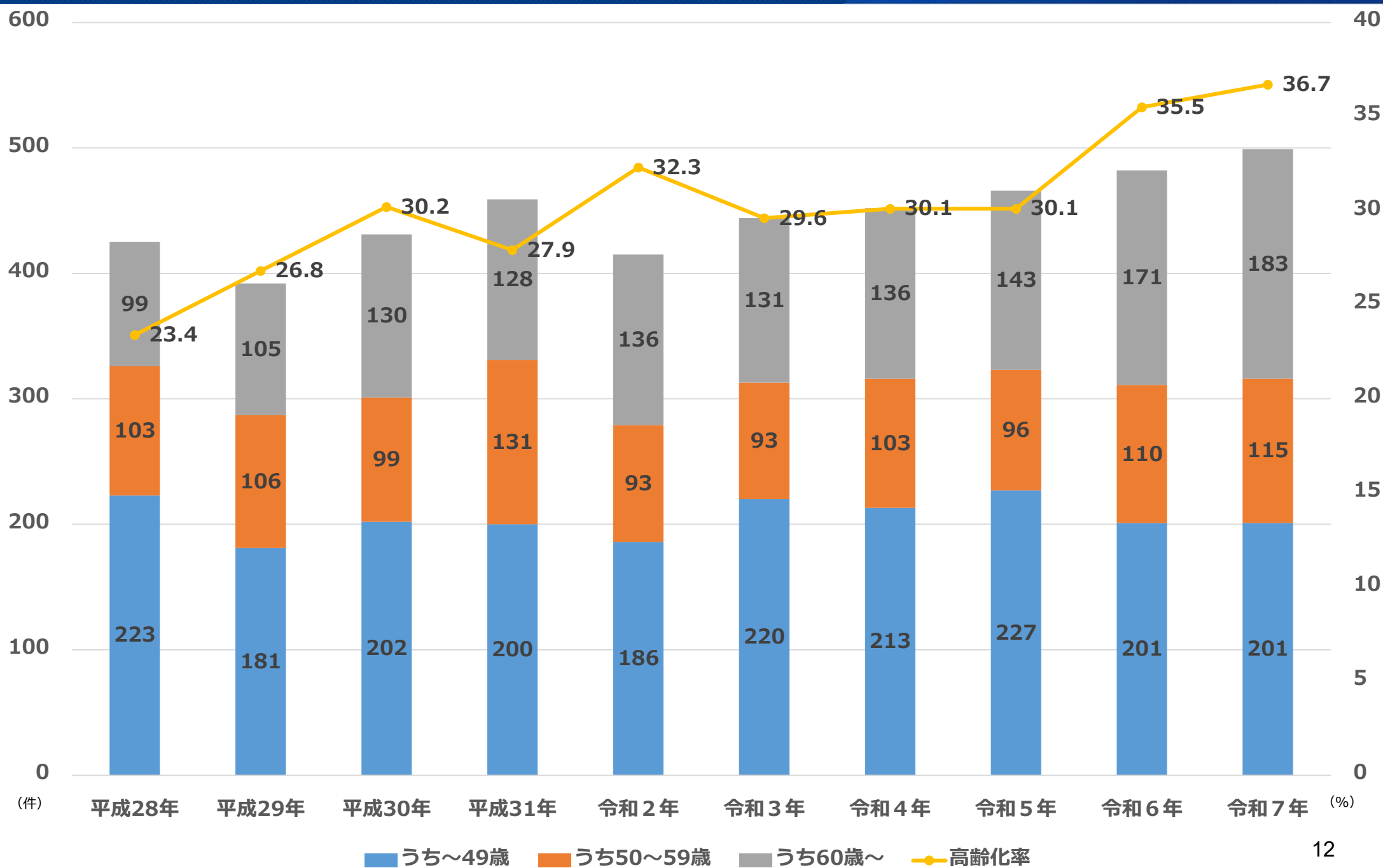


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 2. 災害発生件数の推移（全業種）



## 2. 年齢別災害発生件数の推移（全業種）



## 2. 当署管内における労働災害防止方針

### 災害の傾向

#### 令和7年発生労働災害の傾向

##### ① 被災労働者の高齢化

- 災害に占める60歳以上の被災者の割合は36.7%
- 特に第三次産業における高年齢労働者の「転倒災害」が目立つ
- 高年齢労働者の休業見込み平均は、47日（休業1年超えの事例も）

##### ② 行動災害（転倒）の増加

- 令和7年は転倒152件で、前年からの増加率約23%
- 転倒のうち目立つのは「つまづき」で、転倒災害の約26%
- 転倒で骨折等重症に至ったものは約61%



##### ③ 第三次産業での災害多発

- 第三次産業における災害は223件で全産業の約47%
- うち「転倒災害」が約43%を占めている
- その他2m未満の低所からの墜落災害も目立つ

##### ④ 付随作業での死亡災害

- 休憩のための移動中、隙間時間の定期的な清掃作業、重機移送、車両整備中といったいわゆる「本業」に付随する作業中に発生している

## 2. 当署管内における労働災害防止方針



### 令和7年発生状況を踏まえた重点項目

#### <安全衛生管理体制の確立>

- ・法定の安全管理体制の確立による責任体制の明確化
- ・労働安全衛生に関する取組に係る実施体制の整備

職場のあんぜんサイト



厚生労働省HP



#### <高年齢労働者対策>

- ・エイジフレンドリー指針に基づく取組の促進
- ・エイジアクション100チェックリストによる事業場課題の洗い出しと計画的な改善
- ・事業場の高年齢労働者からの意見聴取のほか取組状況の確認

#### <行動災害（転倒）災害防止>

- ・4S活動の徹底による事業場内の不要な障害物の除去
- ・事業場内パトロールによる通路上の死角の洗い出しと周知
- ・適切な履物の選定と正しい履き方の確認

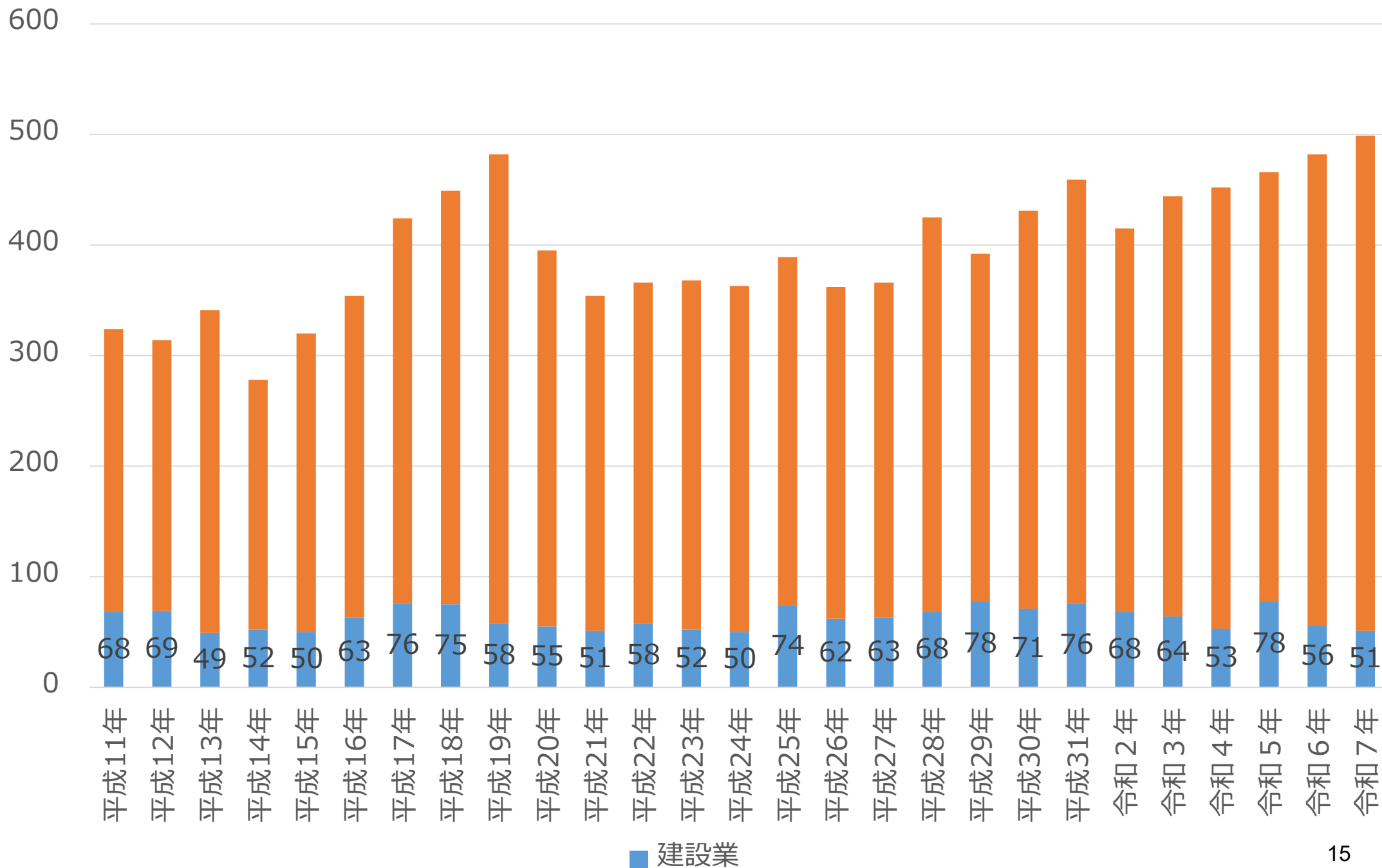
#### <第三次産業関係の取組>

- ・業務に関する実務的な教育のみならず「職場のあんぜんサイト」を活用した安全衛生教育の定期的な実施
- ・脚立等用具類の正しい使い方を示した手順書整備と周知、使用状況の確認

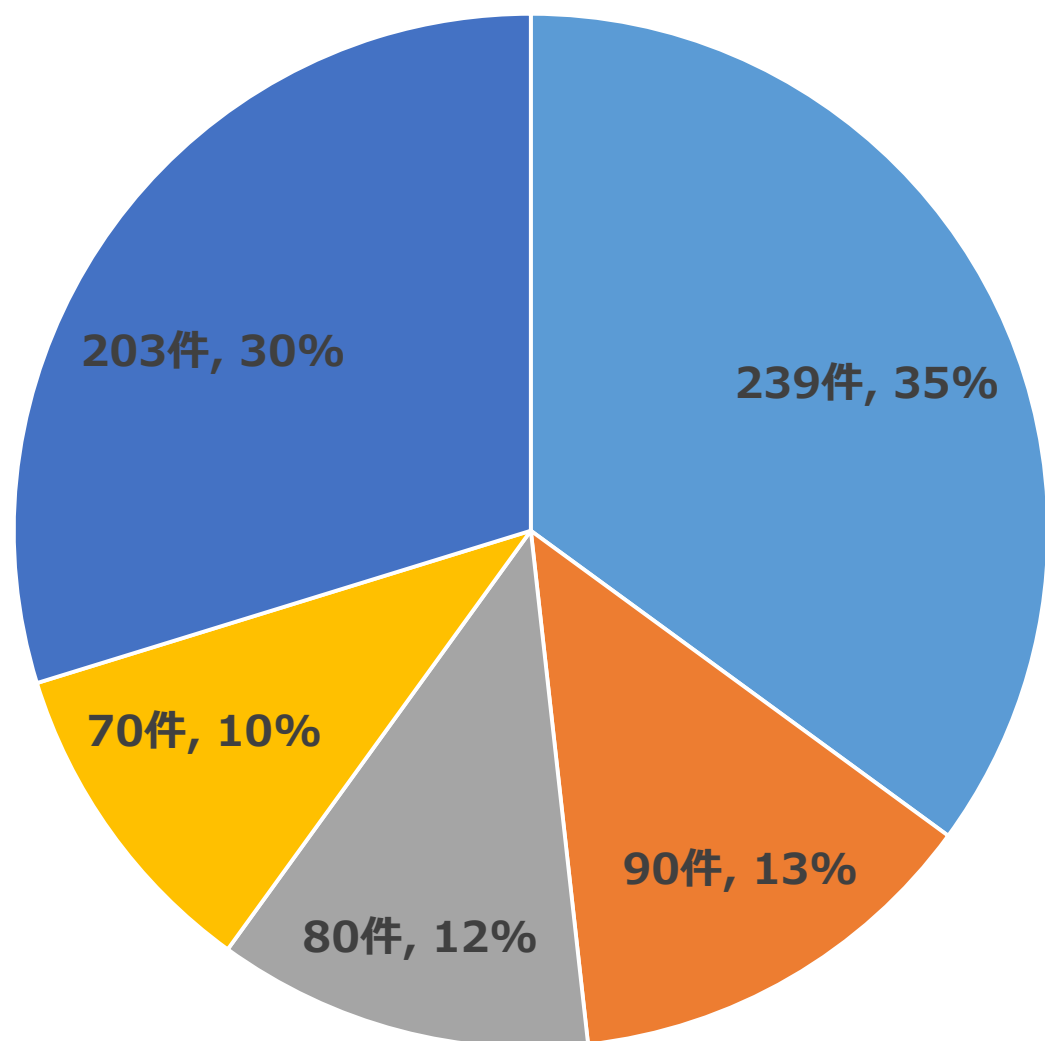
#### <付随作業における取組>

- ・主たる作業のみならず、休憩、移動、準備や片付けといった付随する作業の洗い出しと危険箇所、危険行為の確認
- ・確認した事項に対する取組（危険の見える化、KY活動など）

## 2. 年齢別災害発生件数の推移（建設業）



## 2. 年齢別災害発生件数の推移（事故の型／起因物）



### ＜災害発生状況＞

平成28年～令和7年の死傷病報告  
(死亡又は休業4日以上)の合計値  
統計確定後に提出されたものを含む

### 墜落・転落災害

作業床・屋根上からの墜落：129件

脚立・はしごからの墜落：66件

クレーン、車両系建設機械からの墜落：27件

### 死亡災害：13件

墜落・転落災害：7件

作業床・屋根上からの墜落：6件

車両系建設機械からの墜落：1件

熱中症：8件（うち死亡1件）

■ 墜落・転落

■ 行動災害

■ 激突され

■ はさまれ・巻き込まれ

■ その他

# 3

## 法改正事項

### ～個人事業主等の安全衛生対策の推進～

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 3. 法改正事項～個人事業主等の安全衛生対策の推進～

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

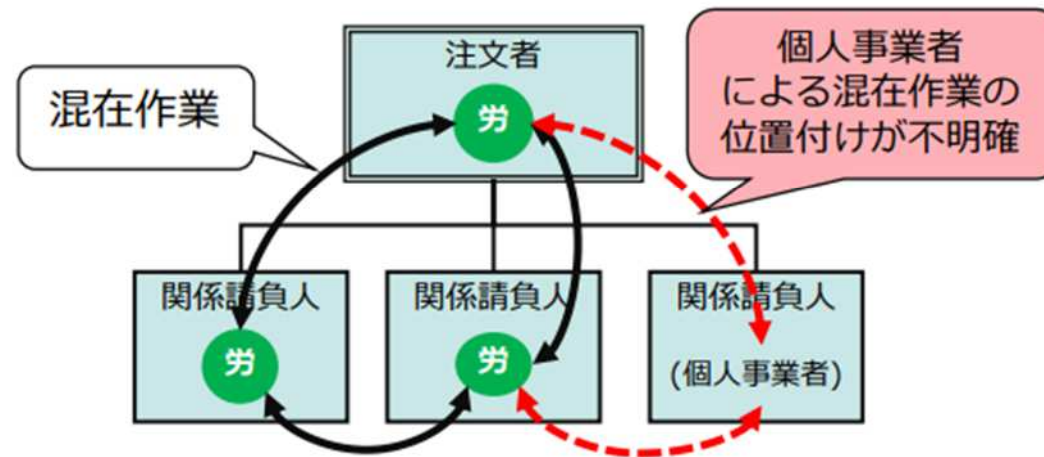
R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

### 3. 法改正事項～個人事業主等の安全衛生対策の推進～

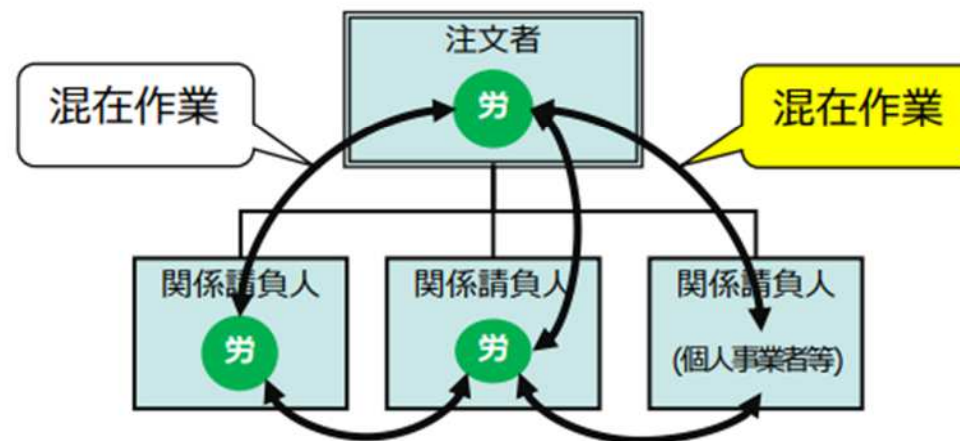
(参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

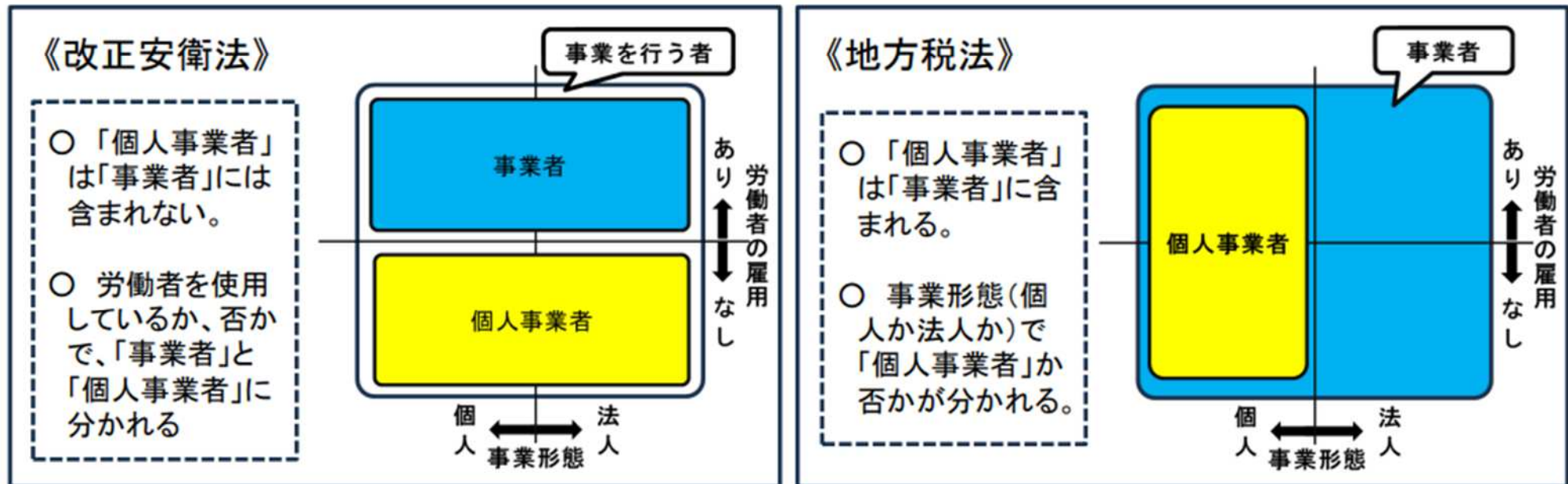
«見直し後»



### 3. 法改正事項～個人事業主等の安全衛生対策の推進～

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「個人事業者」は、個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「個人事業者等」として、中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。



#### 法令上の定義

##### 《改正労働安全衛生法》

事業者 事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条第3号）

個人事業者 事業を行う者で、労働者を使用しないもの（第31条の3）

##### 《地方税法》

事業者 個人事業者及び法人（第72条の77）

個人事業者 事業を行う個人（第72条の77）

### 3. 法改正事項～個人事業主等の安全衛生対策の推進～

#### 1 機械等の安全の確保（R9.4施行）

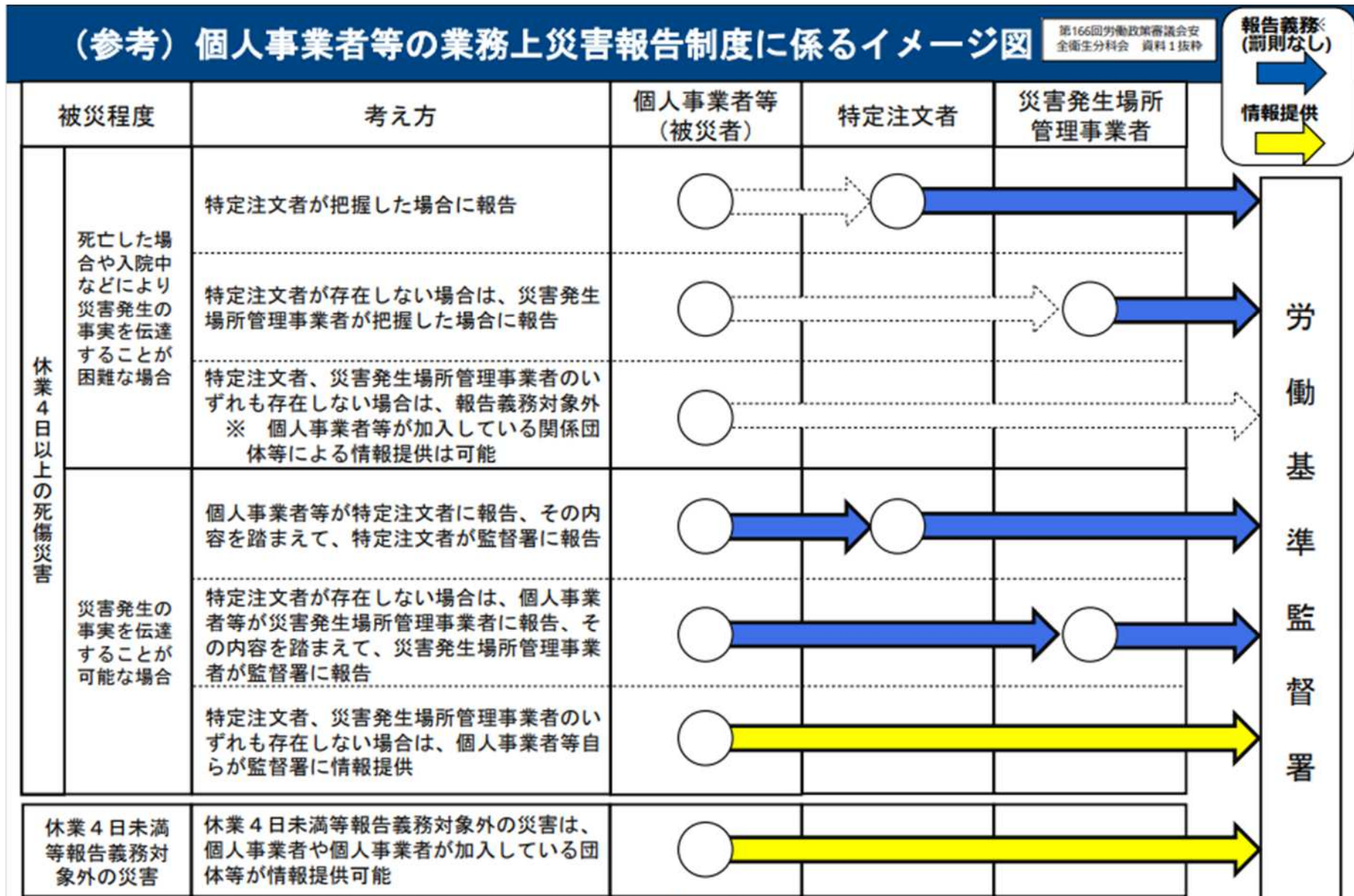
- ・ 機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化
  - ① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止
  - ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

#### 2 危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

- ・ 事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化

※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

### 3. 法改正事項～個人事業主等の安全衛生対策の推進～



※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。  
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

# 4

## 今夏の熱中症対策

☆ガイドラインを踏まえた対応☆

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

「職場における熱中症防止対策に係る検討会」により、  
「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定、公表されました。（令和8年3月）

### ガイドラインの内容

#### 熱中症によるリスクを把握・評価

- ① 有害性要因の特定
- ② WBGT値の把握
- ③ 熱中症リスクの評価・検討

#### 必要な対策を選択

- ① 安全衛生管理対策の確立等（管理者選任、作業計画策定、報告体制の整備ほか）
- ② 作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所整備）
- ③ 作業管理（時間短縮、暑熱順化、プレクーリング、水分・塩分摂取、服装ほか）
- ④ 健康管理（健康診断結果に基づく対応）
- ⑤ 労働衛生教育
- ⑥ 異常時の措置

#### ガイドラインの対象

熱中症のおそれのあるすべての作業

## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

### 熱中症によるリスクを把握・評価

#### ステップ① 有害性の要因の特定

事業場又は現場の熱中症の要因となりえる暑熱に関する要因があるか特定

I：高温多湿な作業環境

II：連続作業

III：通気性や透湿性の低い衣服や保護具

IV：身体作業負荷の大きい作業



## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

### 熱中症によるリスクを把握・評価

#### ステップ② WBGT値の把握

特定した暑熱要因のある作業場所での測定を行うのが望ましい。



#### ■ 日射がない場合

WBGT値 =  $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

#### ■ 日射がある場合

WBGT値 =  $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{気温 (乾球温度)}$

使用するWBGT指数計は、JIS Z8504またはJIS B7922に適合したものをを用いることが求められます。

## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

### 熱中症によるリスクを把握・評価

#### ステップ③ 熱中症リスクの評価

着衣補正したWBGT値と身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じたWBGT基準値に照らして熱中症のリスクを見積もる。

☆ 着衣補正図

☆ WBGT値基準値

補正したWBGT値で身体作業強度及び熱順化状況に応じたWBGT基準値を見て、その基準値を超える又は超えるおそれがある場合は、必要な措置を講じる。

## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

| 衣服の種類                     | 作業服(長袖<br>シャツとズボン) | 布(織物)製つ<br>なぎ服 | 二層の布(織<br>物)製服 | SMSポリプロピ<br>レン製つなぎ服 | ポリオレフィン布<br>製つなぎ服 | 限定用途の蒸<br>気不浸透性つ<br>なぎ服 |
|---------------------------|--------------------|----------------|----------------|---------------------|-------------------|-------------------------|
| WBGT値に<br>加えるべき<br>補正值(℃) | 0                  | 0              | 3              | 0.5                 | 1                 | 11                      |

着衣補正図（抜粋）

ガイドラインの表を確認してください。

## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

| 区分          | 身体作業強度(代謝率レベル)の例                                                                                                                                           | 各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値 |                 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------|
|             |                                                                                                                                                            | 暑熱順化者のWBGT基準値℃            | 暑熱非順化者のWBGT基準値℃ |
| 0<br>安静     | 安静、楽な座位<br>                                                             | 33                        | 32              |
| 1<br>低代謝率   | ・軽い手作業(書く、タイピング等)<br>・手及び腕の作業<br>・腕及び脚の作業 など<br>                        | 30                        | 29              |
| 2<br>中程度代謝率 | ・継続的な手及び腕の作業<br>[くぎ(釘)打ち、盛土]<br>・腕及び脚の作業、<br>腕と胴体の作業 など<br>            | 28                        | 26              |
| 3<br>高代謝率   | ・強度の腕及び胴体の作業<br>・ショベル作業、ハンマー作業<br>・重量物の荷車及び手押し車を<br>押したり引いたりする など<br> | 26                        | 23              |
| 4<br>極高代謝率  | ・最大速度の速さでの<br>とても激しい活動<br>・激しくシャベルを使ったり<br>掘ったりする など<br>              | 25                        | 20              |

## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

### ステップ①

熱中症リスクとなり得る暑熱に関する要因があるか特定しましょう  
(熱中症になりそうな作業、場所を探そう)



### ステップ②

熱中症リスクがあると判断した作業、場所についてWBGT値を測定しましょう



### ステップ③

WBGT値を着衣補正值で補正して、WBGT基準値と照らしてリスクレベルを見積もりましょう



**熱中症リスク低減のための措置の検討**

## 4. 今後の熱中症対策☆ガイドラインを踏まえた対応☆

### 措置の検討の順番

#### 作業環境管理

作業場所のWBGT値の低減

#### 作業管理

作業時間の縮減、水分・塩分補給など

WBGT値低減のための措置がとれない又はとってもWBGT値基準値を超える、超えるおそれがある

# STOP！熱中症クールワークキャンペーン



STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。

熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

|    |    |    |      |    |    |
|----|----|----|------|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月   | 8月 | 9月 |
| 準備 |    |    | 重点取組 |    |    |

The poster features a bright orange and yellow background with a large sun. On the left, a flag with 'STOP!' is above the campaign title. On the right, a worker in a blue shirt and cap carries a box, while another worker in a white shirt and hard hat carries a long pipe. A QR code and a timeline of the campaign period (April to September) are at the bottom right, with July highlighted as the focus.

今年もやります！！

# 補

## 令和 8 年熊本地震対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 補. 令和8年熊本地震対応

被災建築物周辺で作業を行う関係事業者・労働者の皆様へ

## 被災建築物のアスベストにご注意ください!

### 災害によりアスベストが露出・破損している例

アスベストを含む建材は、築年数の古い建物の様々な箇所に使用されている可能性があります。

特に、**アスベストを含む吹付け材や保温材等は、飛散性が高い**ため、注意が必要です。



吹付け材が露出している例



破損、落下したスレート波板

写真提供 (一社)建築物石綿含有建材調査者協会

### アスベストによる健康障害を防ぐために

アスベストを吸い込むことで、肺がんや中皮腫などの健康障害が生じるおそれがあります。被災建築物周辺で作業を行う場合、以下の対応をとりましょう。

- ☐ 適切にマスクを着用すること(裏面参照)
- ☐ アスベストらしきものを見かけた場合、近づかないこと
- ☐ 近くで作業する必要があるときは、養生などの措置をとること(裏面参照)
- ☐ 建材の解体、廃棄は専門の業者等に任せること

### 適切なマスクの着用

- ・防じんマスク(粒子捕集効率95%以上)を着用しましょう。
- ・しっかりと顔に密着させ、正しくマスクを装着しましょう。



使い捨て防じんマスク例  
(規格 DS2)

#### 間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

(使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介)



しめひもが片側  
はずれている

マスクが上  
下逆さま

しめひもが首  
元で2本がけ  
になっている

しめひもを加  
工して耳かけ  
式になっている

### 養生などの措置(例)

#### ○ 養生

ビニールシートなどによって飛散防止を図る。



ビニールシートによる石綿飛散防止措置

写真提供  
(一社)建築物石綿含有建材調査者協会

#### ○ 散水

散水により湿潤化する。

#### ○ 立入禁止

建築物等の周囲をロープなどによって区切り、立入禁止とする。

#### 問い合わせ先

熊本労働局 健康安全課 TEL 096-355-3186  
又は最寄りの労働基準監督署

# 補. 令和8年熊本地震対応

## 災害からの復旧工事の安全な施工について

### 作業の実施にあたって注意すべき事項

#### ○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

#### ○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。



#### ○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

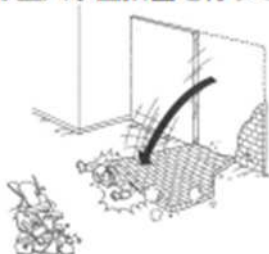
#### ○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



#### ○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



#### ○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。



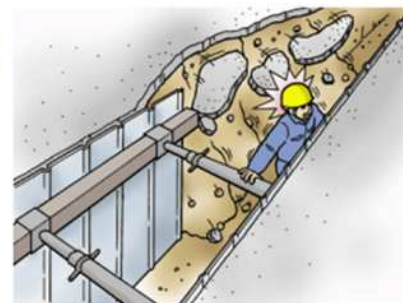
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2019.10)

### 作業の実施にあたって注意いただきたい事項

#### ○土石流への対応

- ・土石流の危険のある河川や「土砂ダム」の決壊のおそれがある等、土石流危険箇所付近で作業を行うときは、降雨や融雪の状況、上流の河川や周辺の状況を把握し、緊急時には作業を中止して退避してください。



#### ○掘削作業を行うときは

- ・作業箇所、その周辺の地山、地層について、含水、湧水及び融雪の状況を調査し、土止め支保工を使用してください。
- ・作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検し、異常の早期発見に努めてください。



### 作業の実施にあたって注意いただきたい事項

#### ○作業開始前は

- ・パワーショベル等の建設機械の運転には資格が必要です。資格の有無を確認してください。
- ・あらかじめ作業計画を作成してください。

#### ○作業中は

- ・運転中、建設機械の周囲は立入禁止とし、作業車と機械との接触を防止してください。
- ・地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合は、鉄板の敷設などにより建設機械の転倒を防止してください。



地震被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

災害対応に従事する方々の日々の復旧、復興に向けた対応に尽力されていることと拝察いたします。

どうかケガなく、その対応がスムーズに進むことを祈念し、監督署としても必要な取組を進めてまいります。